

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を支援するために入会した個人あるいは団体。
- (3) 学生会員 当法人の事業を支援するために入会した個人。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする個人あるいは団体は、当法人所定の様式による申し込みをし、当法人の代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は当法人所定の様式により届け出ることにより、任意に退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員の資格喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(正会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する正会員としての権利を失い、義務を免れる。

正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(正会員名簿)

第12条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した正会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による決議権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。ただし書面または電磁的方法による決議権の行使を認める場合は、会日より2週間前までに各正会員に対して発する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議決権)

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(理事および監事の設置)

第22条 当法人に、次の理事および監事を置く。

理事 3名以上

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、2名以内を副代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に親密な関係にある者である理事の総数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

る。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、理事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、これを裾野市に帰属させる。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 附則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の理事等)

第42条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 市川 清子
設立時理事 神井 祐子
設立時理事 西村 慎一
設立時理事 森 直之
設立時副代表理事 横山 千明
設立時代表理事 深野 裕士
設立時監事 志田 忠弘

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 1 住所 静岡県裾野市伊豆島田635番地の1
氏名 市川 清子
- 2 住所 静岡県裾野市茶畑595番地の1メゾンマルシヨウ302
氏名 神井 祐子

